

第4章 歴史調査編

第1節 はじめに

雨乞い大太鼓保存の機運が高まったことによって、これを「ふるさと創生事業」でとりあげ、太鼓保存と、伝統芸能としての雨乞太鼓継承の動きは急速に進展したのは事実である。この盛り上がりは、近年うすれてきている伝統行事を受け継ぎ、後世に残していきながら、地域の連帯感もうまれるというメリットがあると同時に、太鼓その他の資料も保存されるという結果となった。

太鼓そのものが保存され、多くの人々の目に触れるようになったが、太鼓そのものの展示と関連資料の展示は開館当時のままになっており、別段太鼓を調べるという機会は、これまでになかった。ただ、宇土の雨乞いについては、すでに井上正・上田清人両氏によって先鞭がつけられている。^(註1)

今回、文化の香るまちづくり事業の一環として民俗調査を実施するのと平行して、雨乞太鼓の歴史的調査を実施することになった。

以下、古文書などの史料にあらわれる宇土の雨乞いの実体と、太鼓やかねをはじめとするモノにあらわれる雨乞いについてまとめることにする。

各地区のアンケート結果によって、戦前の雨乞いの様子や、まつりのありかた等についてはかなり分かってきたし、民俗編に詳しい

各地区で行なわれていた雨乞い祭りでは、網田神社や住吉神社に各地区から集まって奉納することも行なわれていたようである。江戸時代での様子は横手手永の鐘巻雨乞図^(註2)（第5図）のようなものであったものと思われ、太鼓行列は、仮装行列を兼ねたものであったようである。

太鼓に関する資料としては古文書や、太鼓そのものにつけていた笠や飾りがついていたようであるが、そのようなものは応急的につけるもので、祭りが終わると廃棄されるのが一般的である。宇土市にあるものでは寺登地区のものに笠がついており、太鼓の覆いとなる油単は、伊無田・上古閑地区に残っている。陣幕も伊無田にあるし、長胴太鼓、ドラ太鼓、鉦、笛などがある。ここでは、雨乞に関する個々の資料について見ていくことにする。

なお各地区で大太鼓を保存していたのは、太鼓小屋とよばれる簡易な木造建物であったり、地区にあるお堂などであった。

註1 井上正・上田清人「雨乞太鼓」『宇土市史研究』第11号、1990、宇土市教育委員会・宇土市史研究会

註2 横手手永鐘巻雨乞図は、熊本市立熊本博物館蔵の版刷である。

頭書として「鐘巻雨乞全略図」、奥書には「明治六年癸酉七月十七日再行 文化十一年興行之真写 梓本久瑠堂彫刻」とある。

文化11（1814）年に行なわれた鐘巻雨乞いの様子を絵にしたもので、各村が幟と造り物、飾り等を持ちながら行列をしているもの。幟幡を順に列挙すると「横手手永、横手村、御寺領村、戸坂村、春日村、久末村、阿弥陀寺村、田崎村、八嶋村、宮寺村、二本木村、蓮台寺村、新土川原邑、権藤村、嶋村、嶋新村、荒尾村、土川原村、十三村、今村、椎田村、苧草村、池端村、上白石村、大保村、白石村、無田口村、濱口村、正保村」の順になっている。この順で行列が行なわれ、雨乞い行事は現在の熊本市横手一丁目付近にあった祓川（井芹

川旧河道)の鐘ヶ淵で行なわれていたという。

川尻町役場「川尻在の鐘巻」『川尻町史』1935年

工藤敬一ほか『熊本県の地名』日本歴史地名大系44、平凡社、1985年

(高木恭二)

第2節 雨乞い関係古文書史料

宇土市では現在26基の大太鼓が市の大太鼓収蔵館に復元展示されているが、それら各地区に雨乞い太鼓に関する史料が残っているわけではない。ここでは、幸いにも雨乞い、雨乞い太鼓に関する史料が残っている、宇土市上古閑区、伊無田区の史料と、熊本県立図書館が収蔵している県政資料の中で宇土市に関係している史料を紹介したいと思う。

史料1 上古閑村雨乞入用太鼓台出来入目割賦帳(那須文書91)

文化12年(1815)6月に上古閑村の太鼓台を作った際にかかった費用を10石あたりで割り当てたもの。高を持っているということは、本百姓が対象であろうか。割高539石9斗7升4合5勺とあるが、これは『肥後国誌』にある村高543石に非常に近い。「天保郷帳」では村高は約436石となっているので、約540石という石高は実際に村でとれる米の量を反映しているのではないかと考えられる

割り当てられた金額から石高を換算すると、利右衛門などは1斗程にしかならず、かなり小さな家から少額でも負担金を取っていたことが分かる。

(表紙裏)

(表紙)

文化十二年 上古閑村雨乞入用太鼓臺 出来入目割賦帳 亥六月		高三石五斗四升九合五尺五才□□□□□ 割高五百三拾九石九斗七升四合五勺 一錢百目 拾石二付壹匁八分五厘壹毛九弗		右之内		一貳匁五分四厘 一壹匁貳分八厘 一壹匁一分五厘 六月廿六日受取 一壹匁九分 □分六月廿□日受取 一壹匁貳分 七月十二日受取 一三匁八分六厘 七月十一日受取 一四匁四厘 □□六月廿六日受取 □□	夫右衛門 太七 夫兵衛 市左衛門 辰右衛門 善七 長右衛門
-------------------------------------	--	--	--	-----	--	--	---

一 壹匁八分四厘 七月十日受取	幸右衛門	九分□□□ 壹分不足	清右衛門	一 壹匁貳分貳厘 六月廿六日受取	五左衛門
一 三匁五分六厘 六月廿六日受取	太右衛門	一 壹匁三分 □□五分 六月廿六日受取 □不□□□□		一 貳分貳厘不足□ヒル□ 七月十六日受取	
一 三匁貳分貳厘 七月十一日受取	源七	一 壹匁六分貳厘 六月廿七日受取	夫七	一 貳匁六分三厘 六月廿六日受取	喜三次
一 壹匁七分八厘 七月二日受取	利助	一 壹分六厘 七厘	弥平	一 壹匁九分壹厘 六月廿六日受取	寿助
一 壹匁四分七厘 □五分三厘□より入六月廿六日	忠左衛門	一 六分六厘 六月廿六日受取	孫左衛門	一 貳匁貳分三厘 六月廿六日受取	又助
九分四厘不足		九□□□ 七月十一日□受取	惣右衛門	一 貳匁五分九厘 六月廿六日受取	儀七
一 三匁四分三厘	喜左衛門	一 四分五厘 六月廿六日受取	惣右衛門	一 貳匁九厘 六月廿六日受取	次兵衛
□壹分三厘□□村入		一 壹匁六分七厘 六月廿六日受取	次七	一 三匁六分九厘 六月廿六日受取	嘉七
三匁六月廿二日受取		一 貳匁貳分八厘 六月廿六日受取	十右衛門	一 三匁三分四厘 六月廿六日受取	用助
三分不足		一 貳匁壹分壹厘 □□五分□□庄より入 六月廿六日	理左衛門	一 貳匁五分 六月廿六日受取	勘助
七月九日受取	直右衛門	四分□相□申候	和七	一 壹匁四分 七月十六日受取	儀右衛門
一 壹匁貳分	内 壹匁八厘 六月廿六日	一 壹匁六分九厘 □匁六月廿六日受取	次助	一 壹匁三分八厘 内 壹匁三分 多居ヨク入 六月廿五日	源助
一 壹匁七厘	□庄より入	四厘不足 七月十一日受取	久右衛門	一 三分七厘	勇助
一 壹匁九分四厘	文右衛門	一 四匁五分五厘 六月廿六日受取		一 壹匁五分九厘 六月廿六日受取	傳平衛
一 貳厘	利右衛門	一 貳匁壹分九厘 六月廿六日受取			
一 壹匁六分	卯七	□五分六月廿六日 受取			

一 壹匁五厘	平七
六月廿六日受取	
一 貳匁七分七厘	□ 善左衛門
□五分	六月廿六日受取
内三分	三日□相□申候
一 三匁七厘	恵助
六月廿六日□受取	
一 貳匁三分八厘	□ 夫助
六月廿六日受取	
一 貳匁四分六厘	庄右衛門
六月廿六日受取	
一 壹匁九分四厘	彦兵衛
六月廿六日受取	
一 貳匁五分九厘	茂七
六月廿六日□受取	
一 六分九厘	藤右衛門
六月廿八日受取	
一 四厘	利七

史料2 太鼓張替入目割賦帳（那須文書147）

史料の性格としては史料1と同じ。文政9年（1826）7月に上古閑村の太鼓を張り替えた際にかかった費用を総高10石あたりで割り当てたもの。割り当てた金額から石高を逆算すると約537石となるが、これは史料1にでてくる石高とほぼ同じ。この史料が書かれた文政9年は史料1が書かれた文化12年の11年後になる。文化12年の史料には52人、文政9年の史料には55人の名前が書き出されているが、二つの史料で名前が一致するのはそのうち39人である。

（表紙裏）

（表紙）

一 五匁三厘	儀平
一 八分七厘	永八
一 五厘	茂八
一 三匁四分八厘	夫兵衛
一 三匁三厘	市左衛門
一 六匁壹分六厘	善七
一 七匁貳分六厘	長右衛門
一 四匁四厘	直七
一 五匁六分五厘	太右衛門
一 六匁貳分四厘	源七
一 三匁五分八厘	利介

文政九年
太鼓張替入目割賦帳
戊 七月

一 錢貳百九拾壹匁四分三厘	魚ノ町忠藏方
内	酒代
七拾七匁	月延相談分
四拾二匁八分	村方未進分
立用	
四十七匁七月十三日喜八茂七より	
慥ニ受取也	
残百六拾七匁六分三厘	
惣高十石ニ付三匁壹分貳厘壹毛	

一三匆壹厘	忠左衛門	一六匆四分	次兵衛
一四匆四分九厘	喜左衛門	一六匆六分四厘	嘉七
一壹匆貳分五厘	德右衛門	一六匆壹分七厘	用助
一貳匆三分貳厘	武左衛門	一三匆壹分壹厘	勘助
一三匆八分四厘	文吉	六十八匆七厘	
一四厘	利右衛門	一壹匆壹分四厘	幸助
一三匆五分八厘	卯七	一貳匆六分五厘	源四郎
一貳匆五分四厘	清右衛門	一壹分	勇助
六十六匆四分六厘	夫七	一三匆五分三厘	傳兵衛
一六分四厘	嘉兵衛	一七分	平七
一四厘	喜兵衛	一三匆五分	圓助
一四厘	兩助	一三匆九分六厘	恵助
一壹分壹厘	孫左衛門	一壹匆三分八厘	丈次
一貳匆	惣右衛門	一五匆四分四厘	夫助
一六分八厘	次七	一七匆壹厘	庄右衛門
一貳匆三分貳厘	十右衛門	一七分九厘	彦兵衛
一六匆八厘	利左衛門	一貳匆壹分三厘	元八
一三匆三分七厘	和助	一六分八厘	藤右衛門
一貳匆	次助	一九厘	利七
一四匆貳分六厘		三十三匆壹分	
七月六日			
一三匆九厘	清七		
一貳匆七分壹厘	文右衛門		
一壹匆八分三厘	五左衛門		
一四匆壹分五厘	源左衛門		
一四匆八分九厘	寿助		
一貳匆七厘	又介		
一五匆四分七厘	儀七		

史料3 割出銀并太鼓張替賃夫過不足 請取 渡帳（那須文書148）

史料2で計算された太鼓張り替えに関する負担金と割出銀を一緒にした帳面。日付も同じ文政9年7月となっており太鼓の負担金は史料2の数値と全く同じ。割出銀の算出方法と用途は不明。

史料2では見られなかった弥助という人物名が最後に出てくる。

（表紙）

文政九年 請取 七月割出銀并太鼓張替賃夫過不足 戊七月 渡帳		一十一匁八分 一六匁七分六厘 合拾七匁九分六厘 内貳分五厘 殘拾七匁七分壹厘 七月十日受取		善七 太鼓 夫過	
一壹匁七分五厘 三匁八分四厘 一八分七厘 合貳匁六分貳厘 内七匁貳分五厘 差引 四匁六分三厘 内貳匁六厘四月六日 二月拾日相済也 殘貳匁五分七厘		榮八 七月割 太鼓張替代 夫過 過 （持参） 夫兵衛		長右衛門 太鼓 夫不	
一七匁 一三匁四分八厘 一六匁貳分五厘 合拾六匁七分三厘 七月八日受取		大鼓 夫不 市左衛門		直七 太鼓 夫過	
一六匁五厘 一三匁三厘 一七分五厘 合九匁八分三厘 七月九日受取		一八匁五分八厘 一四匁四厘 合拾貳匁六分貳厘 内壹匁七分五厘 殘拾匁八分七厘 七月九日受取		夫過 太鼓 夫不	

□
□
太右衛門

合九匁七厘

一十一匁三分七厘

内九匁七分五厘

夫過

一七匁七分三厘
一三匁八分四厘

太鼓

一五匁六分五厘

差引

合拾壹匁五分七厘

夫過

一貳匁七分五厘

六分八厘

過

内貳匁貳分五厘

夫過

合拾九匁七分七厘

内三分五厘

殘九匁三分貳厘

夫過

七月十一日受取

三分三厘過也

内九分 七月十二日受取

卯七

□九月 受取

□
□
喜左衛門

過分

一九匁貳厘

太鼓

一七匁貳分

太鼓

四分六厘

一四匁四分九厘

夫不

一三匁五分八厘

夫過

源七

一七匁五分

夫不

合拾壹匁七分八厘

夫過

一十一匁貳分六厘

合廿壹匁壹厘

内拾三匁七分五厘

夫過

一六匁貳分四厘

七月九日受取

差引
貳匁九分七厘 過

夫過

合拾七匁五分

内

過分

内壹匁壹分七月其□月

夫過

内壹匁三分五厘

□皮代

一貳匁五分三厘

德右衛門

殘壹匁八分七厘過也

夫過

壹匁五分

夫過

一壹匁貳分五厘

太鼓

式五□

夫過

殘拾四匁六分五厘

七月十三日受取

利助

一五匁

夫不

一五匁壹分

夫過

一六匁五分八厘

太鼓

合八匁七分八厘

武左衛門

一貳匁五分四厘

夫過

一三匁五分八厘

夫過

□□七月十一日受取

合七匁六分四厘

内五匁

夫過

合拾壹匁分六厘

差引

一四匁六分八厘

殘貳匁六分四厘

七月十二日受取

夫過

内拾貳匁

過

一貳匁三分貳厘

太鼓

一壹匁貳分九厘

夫過

壹匁八分四厘

忠左衛門

合七匁

夫過

一六分四厘

夫過

七月十三日□

濟

太鼓

殘五匁貳分五厘

文吉

合三匁九分三厘

夫過

一六匁六厘

太鼓

内 壹匁七分五厘

孫左衛門

一貳匁

夫過

一三匁壹厘

太鼓

合三匁九分三厘

夫過

一六分四厘

夫過

太鼓

合三匁九分三厘

夫過

一六分四厘

夫過

一三匁壹厘

太鼓

合三匁九分三厘

夫過

一六分四厘

夫過

一三匁壹厘

太鼓

合三匁九分三厘

夫過

一六分四厘

夫過

孫左衛門

一四匁四厘

一貳匁

一四匁貳分五厘

合拾匁貳分九厘

七月九日受取

太鼓
夫不

合拾三匁三分九厘

内拾匁 七月十一日受取

和助

合八匁九分壹厘

内七匁五分七月十二日受取

残壹匁四分一厘 不足

五左衛門

一四匁四厘

一二匁

一五匁

合十一匁四厘

七月十日受取

太鼓
夫不

一三匁六分九厘

一壹匁八分三厘

一四匁七分五厘

合拾匁貳分七厘

太鼓
夫不

夫不

一壹匁三分六厘
一六分八厘
合貳匁四厘

内七分五厘

残壹匁貳分九厘

夫過

次七

一八匁五分八厘

一四匁貳分六厘

一壹匁

合拾三匁八分四厘

内六匁六分五厘

七月十二日

残七匁壹分九厘不足

式月之内受取

太鼓
夫不

次助

一八匁三分四厘

一四匁壹分五厘

一六匁貳分五厘

合拾八匁茂七分四厘

七月十一日 受取

三分三厘過分

五分

太鼓
夫不

夫不

寿助

内七匁 七月十二日受取

十右衛門

一十一匁五分四厘

一六匁八厘

一四匁

合廿一匁六分貳厘

三〇月七日

内八分三分八厘過也

一六匁貳分三厘

一三匁九厘

合九匁三分二厘

貳匁貳分五厘

貳匁五分

残四匁五分七厘

七月六日受取

太鼓

蠟燭代

夫過

夫過

一拾匁七分貳厘

一四匁八分九厘

一五分

合拾六匁壹分壹厘

内八匁三分七厘

残七匁七分四厘不足

八匁〇〇内二分六厘過分

太鼓
夫不

夫不

十月十三日

〇より諸高代

利左衛門

文右衛門

一六匁七分七厘

一三匁三分七厘

一三匁貳分五厘

太鼓

夫不

一五匁四分五厘

一貳匁七分壹厘

一七分五厘

太鼓

夫不

又助

一四匁壹分六厘	太鼓	一拾壹匁八分	太鼓	内壹匁二厘過分	傳兵衛
一貳匁七厘	夫不	一六匁壹分七厘	太鼓	七月六日受付	
一壹匁		合拾七匁九分七厘	夫過	一七匁壹分三厘	太鼓
合七匁貳分三厘		内七匁七分五厘		一三匁五分三厘	
拾匁七分九厘受取		殘拾匁貳分貳厘		合拾匁六分六厘	夫過
貳匁七分七厘過分	儀七	七月十一日 受取	勘助	内壹匁貳分五厘	
一拾壹匁		一六匁貳分七厘		殘九匁四分壹厘	夫過
一五匁四分七厘	太鼓	一三匁壹分壹厘	太鼓	拾匁七月六日夕受取	平七
一六匁五分		一貳匁七分五厘	夫不	内七分九厘過渡也	
合廿貳匁九分七厘		合拾貳匁壹分三厘		一壹匁四分壹厘	太鼓
七月十日受取		内拾匁七月七日受付		一七分	夫不
貳匁三厘過分		分七月十日 受取		一三匁七分五厘	
七月十一日渡	次兵衛	内三分七厘過分	幸助	合五匁八分六厘	圓助
一拾貳匁八分八厘		三分七厘過		七月九日受取	
一六匁四分	太鼓	一貳匁三分		一七匁三厘	
合拾九匁貳分八厘	夫過	一壹匁壹分四厘	太鼓	一三匁五分	太鼓
内三匁貳分五厘		一貳匁貳分五厘	夫不	一三匁七分五厘	夫不
殘拾六匁三厘		合五匁六分九厘		合拾四匁貳分八厘	
七月十日 受取	嘉七	七月七日受取		拾匁五匁七月八日受取	惠助
一拾三匁三分七厘		七匁五分内壹匁八分一厘過分	源四郎	内七分二厘過分	
一六匁六分四厘	太鼓	一五匁三分三厘		一拾匁七分九厘	
一九匁貳分五厘	夫不	一貳匁六分五厘	太鼓	一三匁九分六厘	太鼓
合廿九匁貳分六厘		一壹匁	夫不	十壹匁五分未足	
七月十日受取	用助	合八匁九分八厘		合拾四匁七分五厘	不過
		拾匁七月十日受取		内壹匁五分	

残拾三匁貳分五厘

□
□
丈次

八分二厘過渡

一貳匁壹分六厘

一匁匁三分八厘

一拾三匁貳分貳厘

合拾六匁七分六厘

内九分三厘

五匁

残拾匁八分三厘

内□匁□分七月十日受取

残三匁三分三厘 壹□□過分

□分七月十三日受取

武助

一拾匁九分五厘

一五匁四分四厘

一三匁七分五厘

合廿目壹分四厘

七月九日受取

□
□
庄右衛門

一拾四匁壹分

一七匁壹厘

一匁匁

合廿匁貳匁壹分壹厘

内四分三厘

残廿一匁六分八厘

七月十日受取

内廿匁三分二厘過分

内廿七匁五分

彦兵衛

一四厘
一匁匁貳分五厘
合壹匁貳分九厘

夫不

太鼓

夫不

一匁分壹厘
一貳分五厘

兩助
太鼓

藤右衛門

合三分六厘
十月十日受取

夫不

太鼓

一匁分

勇助

夫過

一貳分五厘
合三分五厘

□より夫足分受取

儀平

一貳分五厘

元八

太鼓

一貳匁壹分三厘

太鼓

夫不

一九厘

利七

内五厘

利右衛門

一拾分五厘

弥助

夫不

一七分五厘

夫不

嘉兵衛

太鼓

夫不

喜兵衛

釘代引

史料4 雫（あまごい）願（県政資料17-8）

権令代理に対する雨乞い願の書類である。史料中にある大区小区とは、明治5年（1872）10月に設けられた行政区画であり、明治7年2月大小区制の大改正により白川県は16の大区に区分されその下に小区を置いた。なお、白川県とは明治6年1月15日に旧白川県と八代県が合併したもので、明治9年（1876）2月22日に熊本県と呼称が変わる。範囲は今の熊本県と同じである。

史料中両郷社とあるが、第十大区五小区より第十一小区の範囲が、現在の宇土市（走潟、三十町を除く）と宇土郡全域、それに松橋町の一部であることを考えると、西岡神社（宇土市神馬町）、郡浦神社（三角町郡浦）の事であろう。

「明十七日より二夜三日 御祈祷仕」とあり、この書類は8月16日付けの文書であるから雨乞いを行う予定の前日に出されたものと分かるが、後述史料5では、この雫願いに対して、8月18日即日指令とある。予定通り8月17日より雨乞いが行われたのか、それとも予定を変更して8月18日以降に行われたのかは、史料からは読みとれない。なお区長牧文四郎とあるが、この人物は明治8年（1875）に第十大区長となった人物である。^{（註1）}

宇土郡村々之儀霖雨晴候後一兩度自雨有之 候得共充分之潤ニ至リ兼溜池養水モ最早及 渴水田方及千田申候畑方之義粟唐芋其他照 枯シ此俣ニ而ハ諸作又豆ニも弥以差障リ可 申候ニ付兩郷社ニおいて明十七日より二夜 三日雫御祈祷仕満日十九日ニハ戸長已下役々 并小前共モ参拝敬神懇願仕度奉願候尤神前 献供折他於費ケ間敷儀無御座候事	第十大区五小区ヨリ十一小区 迄戸長総代	明治八年八月十六日	平原道泰 玉崎 央	区長
				白川縣權令安岡良亮殿代理 白川縣權參事小関敬直殿

雫
願

史料5 (県政資料17-8)

権令代理より出された史料4の雫願に対する許可を表した明治8年8月18日付文書である。第八大区小一区より小四区は現在の荒尾市と長洲町、岱明町の一部である。権令代理は白川県権参事小関敬直のことと分かる。史料中に「異状猥褻之状無之」とあるのは史料11の第4条にある「諸芸興行之内猥褻醜行儀」とあるのを意識したものと思われる。

八年八月十八日奉出
権令代理[㊦]
庶務課[㊦]
即日司令[㊦] 第十大区小五区ヨリ
雨乞願 十一小区之戸長惣代
平原道泰
第八大区一二三四小区戸長惣代
田添卯七郎
右御指令案相伺
平原道泰願へ
書面願之趣聞届候条兼而相達置て通異状猥
褻之状無之専誠敬ヲ御祈請可致候事
田添卯七郎願へ
書面願之趣聞候条最前指令之通可相心得候
事

史料6 雨乞願（県政資料17－8）

第十大区十一小区は、現在伊無田、松山、境目、善導寺、古保里（以上宇土市）、柏原、小曾部、御領、高良（以上不知火町）といわれる地域である。この地域は直線距離にすると非常に近いところに立岡大溜池（立岡池、花園池）があるが、南部の現不知火町に当たる地域と立岡の溜池の間には、標高96.4メートルの小高い山があるため、北部の現宇土市に当たる地域よりも多くの小溜池が現在でも地図上に見られる。史料中に村々小溜池とあるのはこれらの溜池の事であろう。

明治8年（1875）8月26日付け文書。史料中「西岡神社松山神社において両度之雨乞御祈禱被仰付候得共」とある事から史料4で見られる様ないくつかの小区単位（江戸時代の郡単位）の雨乞いが地区の神社で行われたことが伺える。西岡神社とあるのは史料4の零願で申請した雨乞いを指すのかもしれない。

雨乞願

第十大区十一小区村々之儀近來之旱魃ニ付
而者田畑干損ハ無申計就テハ西岡神社松山
神社において両度之雨乞御祈禱被仰付候得
共絶テ御感応薄干損日ニ増最早田方之儀立
岡大溜池初村々小溜池モ総渴水仕井手筋ニ
至ル迄一適之溜水モ無之畑方之儀早粟之儀
者今日迄者兎哉角凌居候得共小豆大豆跡粟
之儀尽中者冬之枯野ニ不異昨今潤雨無之テ
ハ近歳凶作之末ニ付如何可相成哉飢餓此刻
ニ指臨窮迫何モ安勞仕居申候今日ニ至リ一
字茂安閑之押移ガタイ民刀之祈念ハ申迄茂
無之候へ共何茂神恵ニ瘦ヨリ外無御座依テ
明二十七より二夜三日松山神社ニにおいて雨
乞御祈禱執行当日ニ者小前惣参拝祈念之儀
何卒被仰付被下度此段職名を以奉願候事

第十大区十一小区村々

明治八年八月二十六日 用掛中

惣名代

上村藤四郎 印

同

郷清貞 印

白川縣權令安岡良亮殿代理

白川縣權参事小関敬直殿

史料7 雨乞願添達（県政資料17－8）

「村々用掛共より前紙之通雨乞願出」とあり史料6の雨乞願に添えて権令代理に提出した書類と分かる。日付は史料6と同じ明治8年8月26日とあり、前述の史料4の雨乞願より10日しかたっておらず、旱天による被害の深刻さが窺える。

雨乞願添達

第十大区十一小区内之義流川無之田方養水
者立岡村大溜池より過半取用來居候処此中
之照統故大溜池を初外々溜池渴水に到り田
畑共此俣潤雨無之候得者干損相成可申儀有
之雨乞御祈禱も被仰付候得共降雨無之如何
可相成哉只々奉恐入候次第御座候処村々用
掛共より前紙之通雨乞願出候ニ付願之通被
仰付候様此段奉願候事

明治八年八月廿六日

戸長 松田節義
区長 牧文四郎

白川縣権令安岡良亮殿代理

白川縣権参事小関敬直殿

史料8 (県政資料17-8)

史料6の雨乞願に対する許可を表した明治8年8月29日付文書。史料5と同じく第八大区一から四小区にも許可がおりていることから、この時期宇土周辺以外の地域でも雨が降らなかったと想像できる。

八年八月廿九日

十五等 長野九郎

□卅日指令 印

権参事 印

諸務課

雨乞願

第八大区一二三四小区

同断

第十大区十一小区

右御指令左□

書面願之□聞届□条昨七年第四百四十号布達
旨の礼認シ諸事不都合無之様可被□□事

月 日

代理権参事

史料9 雨乞祈禱願（県政資料17-8）

これも史料6・7と同じ日付の文書である。史料中「先日来郷村社ニ於テ雨乞祈禱仕候」とあるが、郷村社とは郷社と村社のことであろうか。そうであれば郷社での雨乞いは8月17日から西岡神社、郡浦神社で行われた雨乞いを指し、第6小区も第11小区同様、小区内で一番大きな神社（ここでは住吉神社）で、すでに小区単位で雨乞いを行ったことが考えられる。第六小区は現在の野鶴、城塚、新開、笹原、網津、網引、住吉の各地区であるが、この中のいくつかの地区からは、今回行ったアンケートで、昭和10年代頃まで住吉神社で雨乞いを行っていたとの回答を得ている。

史料中「老幼ハ丹誠ヲ抽テ神社へ参拝当人心為競笛太鼓を鳴シ申度段」とあるが、これは史料9の第6条にある「但し老幼慰勞ノタメ遊戯ノ儀」の一文を意識したものであろうか。

雨乞祈禱願

本月初旬以降潤雨無之田畑日々増及旱損最
早溜池之モ及渴水所々出水モ乏敷罷成田方
天水所及比地高之ヶ所々之ハ養水之手法全
体絶果畑作ハ一円取実無覺束村民悲歎之次
第ニテ実々雨を乞候ヨリ外ニ仕法無御座候
就テハ先日来郷村社ニ於テ雨乞祈禱仕候通
ニテ其段者時々御届申上置候儀ニ御座候処
一切潤雨無之日を追テ旱魃相募此未如何相
成可申哉奉恐入相成ニ御座候依之当六区一
般申合猶来ル三十日区内笠岩村住吉神社ニ
おいて一同雨乞執行仕度勿論諸事客年次第
百四十号御布令之儀ニ基キ壯者は専ら水理
ニ注意仕候儀ハ平日相怠不申老幼ハ丹誠を
抽テ神社へ参拝当人心為競笛太鼓を鳴シ申
度段小前一統ヨリ申出候間夫是可然御許容
被仰付度奉願候事

第十大区六小区

戸長

明治八年八月廿六日

津崎五八郎

区長

牧文四郎

白川縣権令安岡良亮殿代理

白川縣権参事小関敬直殿

史料10 （県政資料17－8）

史料の性格としては史料5や史料8と同じ。史料9の雨乞祈祷願に対しての許可を表した明治8年8月29日付けの文書。史料9では8月30日に雨乞いを行いたいと申請しているが、許可が下りたのは8月31日となっている。これは史料4の雫願と同じ状況であるが、やはり許可を待たずに30日に雨乞いを行ったのか、それとも予定を変更して31日以降に雨乞いを行ったのかはここではわからない。

八年八月廿九日	権小属小野誠造
(朱書)	
□卅一日指令 印	
権参事	庶務課
雨乞祈祷願	津崎五八郎
右御指令	
書面願之趣聞届候事	
年月日	長官代理

史料11 (県政資料17-8)

明治8年8月に白川県の名で出された遊芸興行規則である。神社において夜通し雨乞いを行うことは、この史料の第4条から6条に触れるので戸長が権令代理に雨乞願を出さなければならぬものと思われる。

遊芸興行規則

第一條 歌舞伎芸居其外雜芸見セ物等兼テ許可致シ置候完小屋ニ於テ興行致シ候分ハ興行初日三日前県庁江相達シ候様解台付並ニ芸人名前付興行日数等相添可届出若シ右期限後届出ル者ハ興行差止メ可申事

第二條 前同様一時小屋掛取立候分ハ興行初日五日前県庁ヘ相達候様解台付並芸人名前付興行日数等相添可届出若シ期限後届出ル者ハ前条同様の処分ニ及フヘキ事但シ一時小屋掛ヲ以テ興行致候者ハ日数十日以上不相成

第三條 一時小屋掛取建候分ハ地所故障無之様地主承諾之書面相添可届出且ツ人家□密之並ニ道敷等ニ於テハ一切不差免候条

右等之場所ニテ申出候分ハ区戸長ニ於テ差止メ可申事

第四條 諸芸興行之内猥褻醜行儀謠風ニ流シ風俗ヲ乱ス等之儀有之ト認候ハ直チニ差止メ可申事

第五條 何芸ヲ問ハズ夜興行ノ儀ハ一切禁止候事

第六條 従前神社祭礼ニ托シ或願解等ノ名義ヲ以テ遊芸興行ノ儀ハ自今一切不相成候事

但シ老幼慰勞ノタメ遊戯ノ儀年内農隙條前併ニ照可届壹村ニテ一日ハ無税興行差免候事

右之通賢ク遵守可致事

明治八年八月 日

白川縣

史料12 工役帳（伊無田区文書）

大正15年度（大正15年は12月25日に昭和元年に改元）の伊無田村の工役に関する出入金の帳面。太鼓の荷縄の代金として2円40銭支払ったことが分かる。なお、この2年後の昭和3年には蓮根20本が2円と史料13の出入金帳にはあるので、荷縄が今のお金に換算するといくら位か想像してほしい。

(表紙)	
大正十五年度	工役帳
上村安太郎	鳶役
田村秀記	掃本直喜
掃本一雄	末富清記
今村代記	
田口義人	
掃本政雄	
掃本政記	
北口嘉次郎	
北口藤行	
々々杉雄	
人築金人名 一人ニ付貳圓	
メ貳拾圓也其内	
四圓四拾錢消防費ニ出又大コ荷縄ガ	
貳圓四拾錢ソレカラクイギ代五拾錢	
残金拾貳圓七拾錢	

史料13 出入金帳（伊無田区文書）

昭和3年度の伊無田村の出入金帳である。溜池測量費や砂利代といった工役に関する項目が多い。その中で太鼓張りに関するお金として71円52銭、太鼓車の修繕費として8円5銭が計上されている。県が昭和4年に行った農漁村住宅改善調査（県内3か村で実施）によると1人1年の生活費が10円程度であったとあるので、そう安い出費では無かったと思われる。

（表紙）

昭和参年

出入金帳

入込金ハ此裏ニ扣有

鳶役 今村栄次郎

東 末吉

沿筆二本 六銭

ノ四拾九銭

四月二十二 砂利代

式拾四円仕拂 但シ砂利式坪代

三月三十一日 堤養魚ニ付村會懸儀

案定出ノ時

壹円仕佛 儀員ニ慢頭代ナリ

天神山松ノ木代入込金

入拾貳円五十銭 来年ナリ

四月廿貳日

拾五円 但シ青年砂利引代ニ相渡シ候也

四月十七 コビリ 仕出 近道造時

米六升 御八郎ヨリカリ

四月十八日 工役祝

米九升 御八郎ヨリカリ

四月十八日

竹ノ子 但一百目代三銭五厘二貫目代七

十銭カケ

酒 二升代二円四十銭カケ

連根 二十本二円カケ

五月十二日

米九升 御八郎

壹円貳拾銭 但シ地藏サンノ下のセキ受

石橋代 網津

サイト

七月十八日朝

太鼓張ノ代御八郎ヨリカリ

手帳貳冊 但壹冊代十八銭

筆一本 八銭

ノ九拾四銭

三月二十四日

紙参状 貳拾四銭 現金ニテ

洋蠟燭貳斤 七十銭 魚町澤田方

三月一日

溜池測量費ニ

一金拾三円也 但シ御八郎ニ貸シ置キ之ハ

三月二十二日

一金壹円也 但区費取立代田村徳蔵ニ渡

昭和貳年度松合行

三月二十一日

一金参円也 但シ堤養魚願の印紙代

三月二十一日

昭和参年度

シ候也

拾四円十銭也右之金ハ左ノ名目ニ仕用致

二年度残金昭和参年度ニ仕用致シ残金参

一金六拾円借り 今村 東 二人村用ニ

右之金ニテ太鼓張賃四十八円堀口ニ
渡三宮社外一円四十銭

神酒

太鼓張の雜費貳拾貳円十二銭入

メ七拾壹円五十二銭

花貰 五円三十銭ト

四拾円〇九拾銭有リタ

右之金ニテ仕拂置キ

七月二十五日 堤之セン代

金四円木代 仙八ニ渡 末吉

造工費

七月二十五日

金八円〇五銭 健次ニ渡

太鼓車修繕ニ

金貳円 枡平ニ渡

指橋石代

金九円 下松山 河野加平ニ渡

七月十一日 蠟燭一斤

參拾八銭 下松山 河野高喜ニ

八月廿八日 小防ノ雜費

金貳円六十銭

八月二八日現在金

金拾八円七拾三銭

八月廿八日

内金八円東末吉預り候也返金候也

御見留印

八月廿八日

右之内八円預り候也

今村龜次郎

右之預り金八円受取候也

四年二月四日東末吉印

八月廿八日 穴田橋肴

壹円貳拾銭 代掃本辰喜渡

八円 来ルナリ 但村川魚賣ノ代金ナリ

此内五円ハ江部ニ渡し

後

後三円ハ養魚印紙ニ渡

□八方ノ子供ノ死ンダ時

貳円 但衛生時出置候也

昭和參年度夫算ニ付

旧十二月十六日

四年壹月二十七日

二十六日

夕飯

四年二月
四五日

一升五合
一升五合
二升五合

一升朝

ヒルハナシ
ウトマチニテミナツカイ

二二五銭
魚

一升夕食

本カズ代十銭
タモサマニカリ

二四八十銭
米

一月五日

四年二月四日

米一升

米一升

魚十二銭東出

二月五日

一升朝
一升昼
一升夜

ハダラ

三百目 十二銭 東出

カケ出シ紙ヨセトキ

二十銭 東出

四年

正月廿日 昭和四年正月二十日

溜池養魚入札六十円落札入 今村栄次郎

史料14 領収書（伊無田区文書）

現在も宇土郡不知火町にある堀口太鼓店から伊無田村の世話方にあてた昭和3年（1928）7月の領収書。前述史料13にある「太鼓張賃48円堀口に渡」という文面と、金額日付共に一致する。

領収證
一金四拾八圓也
但し 太鼓張換代
右正ニ領収候也
宇土郡不知火村高良
昭和三年七月十八日 堀口謹吾 印
不知火村伊無田
世話方御中

以上、江戸時代後期から昭和初期にかけての宇土市に関する、雨乞い又は雨乞い太鼓に関連する史料14点を見てきた。今回検討を行った史料から他地域まで普遍化できるかどうかは断言できないものの、石高1斗程しか持たないものからも太鼓張り替えの負担金を取る事や「小前共」「小前惣参拝」「小前一統」といった、平百姓や水呑百姓、小作人といった下層農民層を意味する小前という言葉が、戸長や村々用掛から提出された雨乞願に必ず見受けられ、農業に携わるものはすべて雨乞いに参加すると強調していると読みとれる。これらのことから、雨乞いもしくは雨乞い太鼓というものが、農村において非常に重要であり、農民全体に関わるものだったということを窺うことができる。

では、なぜこれほど雨乞いが農村において重要視されたのであろうか。それは農業が村にとって基幹産業であったことと共に、信仰や神事、祈祷といったものが今よりもっと生活の中にとけ込んでいたという事ではないだろうか。だからこそ農作物の成長時に雨が降らないという死活問題に直面したときに、いくつかの小区単位といった村を越えた共同神事も可能だったのではないだろうか。信仰は多くの人を束ねる力を持っていたのである。

史料4から史料11は、明治8年の史料であるが、この明治8年という時期は、明治5年(1872)徴兵の詔、明治6年(1873)地租改正条例といった農民にとって生活を揺るがすような法令が多く出されている。それを受けて徴兵令反対などを主張した農民一揆がいくつかの県で起こっており、天草郡の崎津村(現天草郡河浦町崎津)でも、明治6年7月14日から15日にかけて徴兵反対の血税一揆が起きている^{註2}。これらの事から熊本県下でも社会不安が広がっていたことが想像でき、史料11の「遊芸興行規則等」は、農民等が1カ所に集まることにより、不満が高じそれが一揆へと転化することを恐れて出されたというならば考えすぎだろうか。

以上駆け足で14点の史料に対して検討を加えてみたが、ただ史料の一面を見たにすぎない。史料の詳細な検討は各人に委ねたいと思う。

(松下修也)

註1 三角町史編纂協議会専門委員会『三角町史』三角町役場、1986年。

註2 色川大吉・原田勝正編『年表 日本歴史』6 明治・大正・昭和 筑摩書房、1993年

史料

- 1～3 那須家文書(宇土市教育委員会蔵)
- 4～11 県政資料(熊本県立図書館蔵)
- 12～14 伊無田区文書(宇土市教育委員会寄託)

积文者 舟田 義輔
根本なつめ
松下 修也
校訂者 舟田 義輔

第3節 歴史資料

(1) 雨乞太鼓

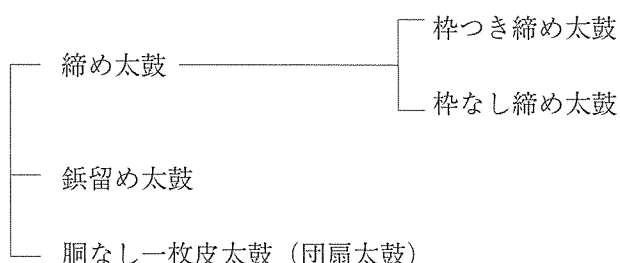
① 太鼓について

雨乞に太鼓が使われるようになったのがいつのことであるかよくわからないが、少なくとも中世以前に遡るものと思われる。太鼓は、世界的に広がっており、その系譜関係や、太鼓についての概要を論じることはここではできないので、小島美子氏の研究^(註1)を参考にした。

太鼓はまず、皮の張り方やつけかたによって、締め太鼓と鉦留め太鼓、それに団扇太鼓の3種があり、締め太鼓はさらに杵つきのものと杵なしのものがある。

また、用途によって形状は異なりそれでも分類可能であるが、必ずしも一律にはいいきれない面がある。つまり、長胴太鼓は締め太鼓にも鉦留め太鼓にもあり、用途としては雨乞いに用いるのももちろん、神楽や各種の祭礼にも用いるなど多様であるし、雅楽、歌舞伎などには、いろんな種類のを一緒に用いるなど単純ではない。

皮の張り方等による分類では、次のようになる。



② 宇土市の雨乞太鼓

宇土市内に残っている雨乞い太鼓は、この中の鉦留め太鼓であり、形状的にはさらに長胴太鼓と、ドラ太鼓とよばれる平太鼓のふたつがある。

長胴太鼓は、方形の台車に載せて鼓面を横から叩くが、普通は太鼓そのものに2本の大きな担い棒をくくりつけてそれを大人数でかつぎながら叩く。太鼓は大きいもので500kg近くはあり、棒そのものもかなりの重量があるところから、太鼓を神社に奉納するときはかなりの苦痛を強いられることになる。

一方、ドラ太鼓は専用の台車ワクに吊り下げ、鼓面を水平にして、上から叩くものである。

市内に現存する長胴太鼓は24基を数え圧倒的に多く、ドラ太鼓は3基あるのみである。張り替えが行なわれている26基と、張り替えを行わずに内部が見えるようになっている1基。それに、大太鼓とはいえないが、年代的には古いと思われるやや小ぶりの長胴太鼓2基を合わせた計29基が、宇土市宮庄町406番地の2所在の大太鼓収蔵館に保管・展示されており、公開がなされている。

後述のごとく、これらの太鼓はかなりの大きさがあり、それらが並んださまは圧巻で、多くの見学者を楽しませている。

第8表 宇土雨乞大太鼓一覧表

NO	地区名	種類	面径	胴回	胴長	年 号	西暦	備 考	保管場所
1	笹 原	長胴	132	499	181	文政12年	1829	文政12年仕入れ、呼称「あくしゃ丸」	大太鼓収蔵館
2	椿 原	長胴	130	513	207	明治17年	1884	明治17年購入、宇土市無形文化財	大太鼓収蔵館
3	飯 塚	長胴	126	480	178				大太鼓収蔵館
4	上新開	長胴	119	457	191				大太鼓収蔵館
5	城 塚	長胴	118	460	176			鉦：西村和泉守作、呼称「姫丸」	大太鼓収蔵館
6	恵 里	長胴	115	462	181	大正元年	1912	大正元年(1912)購入	大太鼓収蔵館
7	上古閑	長胴	114	456	188	文政元年	1818	文政元年製造、鉦：扮川市政作、油単：天保15年	大太鼓収蔵館
8	宮 庄	長胴	108	411	177				大太鼓収蔵館
9	馬 門	長胴	107	419	181				大太鼓収蔵館
10	立 岡	長胴	106	380	158	天保 5 年	1834	天保 6 年(1835) 張り替えの銘	大太鼓収蔵館
11	北段原	長胴	104	402	170	明治29年	1896	明治29年銘、鉦：文化13年(1816)西村和泉守作	大太鼓収蔵館
12	伊無田	長胴	102	380	158			陣幕：文久 2 年(1862)、油単：明治45年(1912)	大太鼓収蔵館
13	新川東	長胴	98	365	155			鉦：西村和泉守作	大太鼓収蔵館
14	堂 園	長胴	97	345	153				大太鼓収蔵館
15	中 村	長胴	96	354	159				大太鼓収蔵館
16	小 舟	長胴	96	344	148				大太鼓収蔵館
17	引の花	長胴	95	343	147	天保11年	1840	天保11年購入、鉦：出羽大榊宗味作	大太鼓収蔵館
18	笠 岩	長胴	94	365	160				大太鼓収蔵館
19	平 木	長胴	92	327	122	寛文13年	1673	寛文13年(1673)銘、宇土最古	大太鼓収蔵館
20	猪 白	長胴	90	334	143	嘉永 3 年	1850	嘉永 3 年(1850)銘	大太鼓収蔵館
21	下 登	長胴	89	325	132				大太鼓収蔵館
22	中 登	長胴	84	327	139				大太鼓収蔵館
23	寺 登	長胴	81	298	138			傘あり	大太鼓収蔵館
24	栗 崎	ドラ	123	425	85			台車現存、弘化 2 年 (1845) 以前	大太鼓収蔵館
25	松 原	ドラ	114	398	72				大太鼓収蔵館
26	築 籠	ドラ	105	361	68				大太鼓収蔵館
27	佐 野	長胴	123	427	185	享和 2 年	1802	破損、享和 2 年(1802)銘	大太鼓収蔵館
28参考	石 橋	長胴	118	461	190				熊本大学工学部
29参考	善道寺	長胴	95	393	160				不明
30参考	明賢寺	長胴	66	221	74	慶安 4 年	1651	慶安 4 年(1651)銘、木星なし	大太鼓収蔵館
31参考	三 蔵	長胴	60	215	87			破損、鉦：西村和泉守作	大太鼓収蔵館

平成元年に雨乞太鼓の見なおしが行なわれた折に、宇土市内に現存していたのは27基であるが、今回のアンケート結果によると戦前の昭和前期には、これ以外に40基近くあったということがわかった。雨乞行事の意味が失われていくのと同時に神社やお堂、太鼓小屋、それに地区の世話人宅の納屋などに置かれたままになり、腐れたり、屋外に放置されるなどして減ってしまった。

③ 太鼓の銘

太鼓には内面に墨書による銘を持つものがある。太鼓が作られた時期や皮が張り替えられた時期、さらには地区の世話人や製作者名、購入価格等々を書くなど、貴重な情報を提供してくれている。ところが、皮が張られると銘は確認できない。

実際に銘文があるのは、大太鼓27基、小さい太鼓2基のうち、12基だけであり、三分の一くらいである。以下に太鼓ごとの銘を古い順に記す。

小舟明賢寺太鼓

「慶安四年九月四日」

平木太鼓

「寛文拾三歳六月二日」

佐野太鼓

「享和二年

戌

目

両目

」

上古閑太鼓

「文政元年八月

価格五貫三百五拾匁

太鼓師本庄村□□直□」

笹原太鼓

「文政拾貳年

丑六月吉日

仕 九品寺 □

春竹村 才□

入 右 同 □

「昭和三十五年七月吉日

張替人

不知火町高良

堀口謹吾」

立岡太鼓

「天保五歳

午六月上旬求之

代錢貳貫五拾目

世話人

甚左衛門

直□

林助

卯七」

.....

「天保六年

未六月廿□日

神張□

□□□□

□□□□

引の花太鼓

「天保十一子歳 本人二人くみ

肥後上益城郡 甲佐仁田子 兵吉

松山高良 宇七

文月下旬

甲佐仁田子 □□

仕入元 □□」

栗崎太鼓

.....

「

.....

「

.....

「弘化二乙巳六月十二日

三番張替打立

同十四日□」

.....

「

.....

「安政四年六月七日より打立□□

同八日□

五番□□□

張之

金三郎」

.....
 「

 「文久三年
 亥五月下旬之張替
 七番」

 「八番張□
 元治元年
 子六月廿三日」
 猪白太鼓
 「嘉永三歳庚戌六月吉日
 求之賣主 高良□□
 喜平
 甚吉
 郡浦手永網引村
 世 □
 話 □
 人 □」

北段原太鼓
 「明治貳拾九年
 甲
 福永茂一
 上塚宜五郎
 同 初次
 村田□吉」

上記以外にも、椿原太鼓（明治17年）、恵里太鼓（大正元年）にも紀年銘があったといわれるものの、未確認である。

④ 長胴太鼓

太鼓はすべて一木の櫟（けやき）を刳り貫いたものであり、皮面は鉾でとめている。特に宇土の太鼓の特色は、鉾の外側にあたる部分に「木星（きぼし）」（第1図）とよばれる14面体のものが両側に24～37個つけられるが、その数は33個ずつ計66個つくのが最も多い。このようなものがなぜつけられているのか不明であるが、おそらく鉄製の鉾がつけられる以前の、太鼓の皮を張るための木製の鉾のようなものの名残であろうと考えられる。大太鼓ではないが、明賢寺にあった長胴太鼓にある木星をはめ込むための穴が各辺に34個ずつ計68個みられる。これには皮を張るための鉾を打った形跡がないことから、この木星の穴が皮を張るための手がかりとなる。なお、この太鼓には慶安4年（1651）の銘がある。寛文13（1673）年の銘をもつ平木太鼓にも木星がついており、江戸時代ははじめから飾りとしての機能をもっていたことが判明する。

また、小島氏によれば、太鼓の皮の張り方としては、最も早い段階に楔（くさび）を用いた杵つきの締め太鼓が出現しており、続いて杵なしの締め太鼓、そして鋳留め太鼓が用いられるようになったものという。特に鋳留め太鼓は中国においてすでに考案されたようで、締め太鼓と違って太鼓本体と皮の間にすきまが生じないようになるというメリットがあり、音の質がよくなる。

木星の意味については、総数66個が最も多い所から、江戸期の大名の数であるとか、かみなりのイナズマをあらわし、雨乞で雷が落ちるほど雨が降ってほしいと願ってつけられたものではないかという伝承も残っている。真偽のほどは確かではなく、今後に残されるが、地元以外の人々からみれば珍しくみえるようで、すでに天保3（1832）年の紀行文『薩陽往返記事』には次のような記述がある^{（註2）}。

「七月二十三日、晴天 朝八時半時（川尻）出立、早朝宇土にいたり、人馬を継て松端（橋）にゆく。此街道、所々にて雨乞する在郷あり。百姓大勢思い思いの出立にて、陣笠を着たるもまゝあり、又如図太鼓并に笛鉦など持行、又幟も多く持なり。太鼓、如図の形竹を筒切にしたるやうの太鼓にて、べうの下に、八角のつくあり、木にて作れり。如此古雅なる太鼓なり。」

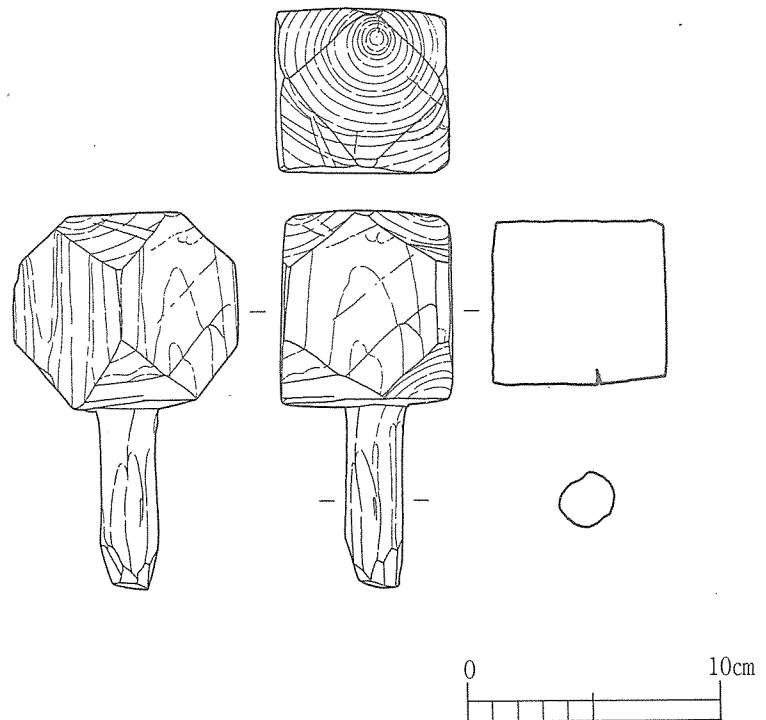
太鼓の皮の張りかたは、写真図版40・41にもあるように、ジャッキを据えた台の上に太鼓を立て、その上部にさらした皮を張ることからはじまる。皮の端部の20箇所を紐をくくりつけ、それを均等になるように下部を引っ張り、少しずつ締め上げていく。途中で皮面に人が載って、その上で飛びはねながら締めると、いっそう張りが強くなり、その後で鋳を打って完了となる。

⑤ 長胴太鼓の分類

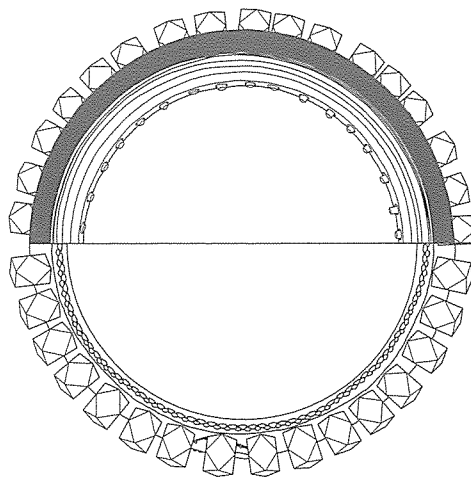
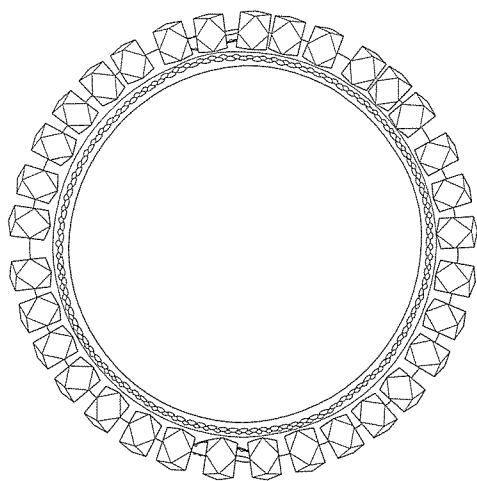
銘の存在によって、太鼓の製作時期が推測できることは当然のことではあるが、実際にはすべての太鼓に銘はなく、銘なし太鼓では時期を特定できない。

そこで、銘を有する太鼓を基準にして、時期を特定ないしは推測できないものかと種々検討を加えた結果、大略を知ることは必ずしも不可能ではないということがわかってきた。ただし、紀年銘のすべてが当初製作時を示さない場合もあるし、また金具も付け替えられたりするということも考慮に入れておく必要があることはいうまでもない。

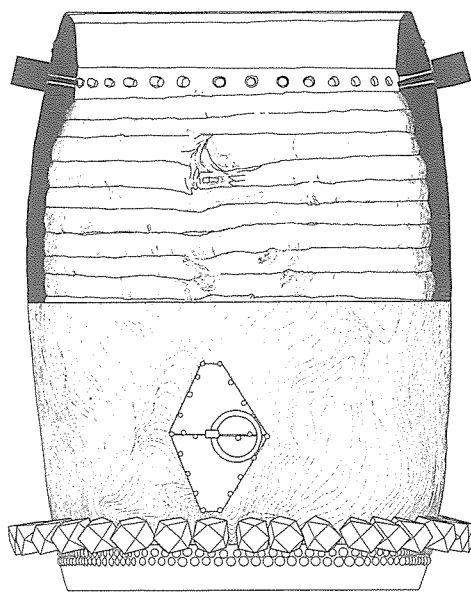
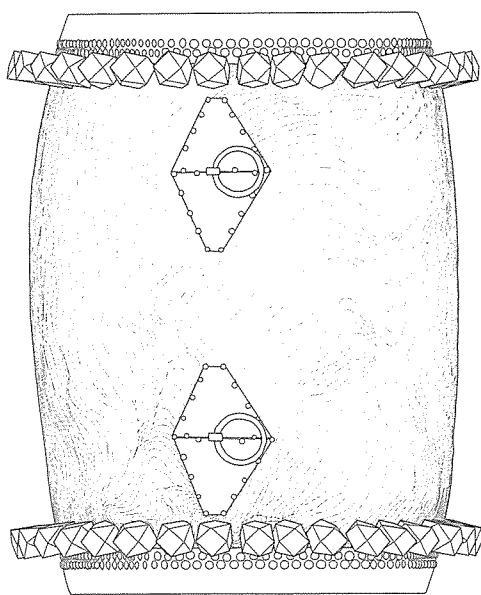
ここでは時期を特定する編年を主眼として、太鼓の形状や太鼓を吊ったり担い棒を固定するための執座金具^{（註3）}などの部位を比較検討することによって、何らかの法則が見つからな



第1図 三蔵地区太鼓木星実測図



0 50 cm



第2図 長胴太鼓実測図（上新開）

いものか各部位の計測を行なった。

ア 胴部ふくらみ

鼓面部直径と最大胴部直径の比率を計測。これは古い時期を示す太鼓が鼓面から胴部にかけて直線的になるのに対して、幕末・明治期のものが著しくふくらみがみられるという傾向から行なったものである。

第9表の径比率（＝最大胴径÷鼓面径）がこれにあたり、佐野の1.106から善道寺の1.317までかなりの違いがある。紀年銘のあるものの順番としては、享和2(1802)、寛文13(1673)、天保5(1834)、天保11(1840)、嘉永3(1850)、文政12(1829)、明治29(1896)、明治17(1884)、文政元(1818)、大正元(1912)の順になる。完璧とはいかないが、傾向を知ることができる。

イ 鉤座金具の種類と大きさ

太鼓を台車や担い棒に固定するための吊輪をとりつける鉤座は、すべて菱形を呈している。基本的には次に示すようなA・B・Cの3タイプがあり、傾向としてA～Cへと変化するようで、大きさも小さいものから大きいものへと変わるようである。例としてあげれば、鉤座幅30cm以下のものaと、30cm以上46cm未満のものb、47cm以上のものcの3種があり、aが1800年以前、bが江戸後期幕末まで、cが明治大正時代という傾向になる。ただ、1例だけであるが、猪白地区のものは嘉永3(1850)年の銘文があるものの鉤座はbであり、やや小さく古い傾向を示している。このことは、太鼓がつくられた時期の鉤座でない可能性もあるということもあり、鉤座が古いものと取り替えられているのかもしれない。あるいは、この年号が必ずしも太鼓の製作時期を表わしていないということも考えられる。

ウ 留金具の大きさ

鉤座や鉤そのものを留める金具の大きさにも変化がある。すなわち太鼓そのものや鉤座の大きさに比例してそれを留める金具も大きくなるのは当然のことで、頂部の幅を計測してみた。寛文13(1673)年の平木のものが幅1.5cmで、大太鼓ではないが慶安4(1651)年の銘がある綱引明賢寺のものが同じく1.5cmである。明治・大正時代のものは2.5cm以上あり、それ以外の1800年代のものは1.9cm～2.4cm以内に含まれる。ただ、引の花地区の天保11(1840)年銘があるものは3.5cmと異常に大きく、座金は普通であるところから留め具だけが違うものである可能性を考えておきたい。同様に猪白地区のものは数値的には古い要素があり、前出鉤座の件と併せ考えれば、古いものの再利用の可能性、または太鼓製作時期と猪白購入時期の違い等が考えられる。

エ 鉤の太さ

太鼓を吊り下げたり、紐でくくりつけるための鉤は、太鼓の重量がかなりあるところから、そのものもかなり大きい。その鉤の太さが時期によって変化がありそうであり、計測を行なった。すなわち、径1cm以下が1600年代の江戸前期、1.2cm～1.8cmが1800年代の江戸時代後期、2.4cm以上は明治・大正期となる。1.9cm～2.4cm未満が江戸期か明治期かは不明ながら、一応2cmくらいが江戸と明治の境であろうとみられる。

第9表 雨 乞

NO	地 区 名	種類	面径	最大胴径	径比率	皮部円	胴回	胴比率	胴長
1	笹 原	長胴	132	158.92	1.204	414.5	499	1.204	181
2	椿 原	長胴	130	163.38	1.257	408.2	513	1.257	207
3	飯 塚	長胴	126	152.87	1.213	395.6	480	1.213	178
4	上 新 開	長胴	119	145.54	1.223	373.7	457	1.223	191
5	城 塚	長胴	118	146.50	1.241	370.5	460	1.241	176
6	恵 里	長胴	115	147.13	1.279	361.1	462	1.279	181
7	上 古 閑	長胴	114	145.22	1.274	358.0	456	1.274	188
8	宮 庄	長胴	108	130.89	1.212	339.1	411	1.212	177
9	馬 門	長胴	107	133.44	1.247	336.0	419	1.247	181
10	立 岡	長胴	106	121.02	1.142	332.8	380	1.142	158
11	北 段 原	長胴	104	128.03	1.231	326.6	402	1.231	170
12	伊 無 田	長胴	102	121.02	1.186	320.3	380	1.186	158
13	新 川 東	長胴	98	116.24	1.186	307.6	365	1.186	155
14	堂 園	長胴	97	109.87	1.133	304.6	345	1.133	153
15	中 村	長胴	96	112.74	1.174	301.4	354	1.174	159
16	小 舟	長胴	96	109.55	1.141	301.4	344	1.141	148
17	引 の 花	長胴	95	109.24	1.150	298.3	343	1.150	147
18	笠 岩	長胴	94	116.24	1.237	295.2	365	1.237	160
19	平 木	長胴	92	104.14	1.132	288.9	327	1.132	122
20	猪 白	長胴	90	106.37	1.182	282.6	334	1.182	143
21	下 登	長胴	89	103.50	1.163	279.5	325	1.163	132
22	中 登	長胴	84	104.14	1.240	263.8	327	1.240	139
23	寺 登	長胴	81	94.90	1.172	254.3	298	1.172	138
24	栗 崎	ドラ	123	135.35	1.100	386.2	425	1.100	85
25	松 原	ドラ	114	126.75	1.112	358.0	398	1.112	72
26	築 籠	ドラ	105	114.97	1.095	329.7	361	1.095	68
27	佐 野	長胴	123	135.99	1.106	386.2	427	1.106	185
28参考	石 橋	長胴	118	146.82	1.244	370.5	461	1.244	190
29参考	善 道 寺	長胴	95	125.16	1.317	298.3	393	1.317	160
30参考	明 賢 寺	長胴	66	70.38	1.066	207.2	221	1.066	74
31参考	三 蔵	長胴	60	68.47	1.141	188.4	215	1.141	87

大 太 鼓 計 測 表

鈬座数	鈬座幅	鈬座高	鈬座形	鈬数	鈬径	吊輪径	鈬太	留具幅	年 号	西曆
2	46	17.3	d	8	3	12.3	1.8	2.2	文政12年	1829
2	64.5	37.5	c	12	0.5	14	2.4	2.5	明治17年	1884
2	39	16	b	4	2.9	14.2	2.5	2.2		
2	30.5	35.5	d	22	1.8	26.5	2.5	2.5		
2	51	29.8	c	14	0.6	13.8	2.2	2.5		
2	52	25.5	d	10	0.7	12.3	2.5	2.6	大正元年	1912
2	41.2	18.8	c	4	?	14	1.6	2.4	文政元年	1818
2	40.5	17	c	8	3	10.5	2	3.5		
2	50	28.5	c	16	1	18.8	2	3		
2	37.3	15	c	4	3	11.2	1.6	2.2	天保5年	1834
2	47	23	c	10	1	16.3	2.5	3.2	明治29年	1896
2	43.5	20.2	c	8	3	14	1.8	2.5		
2	37.3	16	c	8	3	12.7	1.5	2		
2	42.5	25.5	c	10	0.7	12.5	1.5	1.8		
2	45.2	21	c	14	1	12.5	1.8	2.5		
2	44	22.2	d	20	2	12.7	1.5	2.4		
2	34	15.5	c	4	3	12.7	1.3	3.5	天保11年	1840
2	37	21.8	d	14	1	11.5	1.5	2		
1	26	16	b	4	3	12.1	1	1.5	寛文13年	1673
2	21	15	d	10	2.4	8.4	1.2	1.9	嘉永3年	1850
2	25.7	14	b	8	1.5	13	1.2	2.5		
2	27.5	14.5	c	4	1	16.7	1.9	2.5		
2	32	13.8	c	14	1.9	8	1.2	2		
4	18.2	18.2						2.2	弘化2年	1845
4	14	14						2.2		
4	17.5	17.5						2.5		
2	30	17.5	b	4	1	13	1.5	2	享和2年	1802
1	6.5	4.5	a	4	?	7.3	0.6	1.5	慶安4年	1651
2	19	10	d	6	0.3	8.5	1	1.4		

第10表 太鼓各部位計測編年表

地区名	西暦年	胴部率
明賢寺	1651	1.066
佐野	1802	1.106
平木	1673	1.132
堂園		1.133
小舟		1.141
三蔵		1.141
立岡	1834	1.142
引の花	1840	1.150
下登		1.163
寺登		1.172
中村		1.174
猪白	1850	1.182
新川東		1.186
伊無田		1.186
笹原	1829	1.204
宮庄		1.212
飯塚		1.213
上新開		1.223
北段原	1896	1.231
笠岩		1.237
中登		1.240
城塚		1.241
石橋		1.244
馬門		1.247
椿原	1884	1.257
上古閑	1818	1.274
恵里	1912	1.279
善道寺		1.317

地区名	西暦年	留具幅
三蔵		1.4
明賢寺	1651	1.5
平木	1673	1.5
堂園		1.8
猪白	1850	1.9
佐野	1802	2
寺登		2
新川東		2
笠岩		2
立岡	1834	2.2
笹原	1829	2.2
飯塚		2.2
栗崎		2.2
松原		2.2
小舟		2.4
上古閑	1818	2.4
下登		2.5
中村		2.5
伊無田		2.5
上新開		2.5
中登		2.5
城塚		2.5
椿原	1884	2.5
築籠		2.5
恵里	1912	2.6
馬門		3
北段原	1896	3.2
引の花	1840	3.5
宮庄		3.5

地区名	西暦年	鉦座幅
明賢寺	1651	6.5
三蔵		19
猪白	1850	21
下登		25.7
平木	1673	26
中登		27.5
佐野	1802	30
上新開		30.5
寺登		32
引の花	1840	34
笠岩		37
新川東		37.3
立岡	1834	37.3
飯塚		39
宮庄		40.5
上古閑	1818	41.2
堂園		42.5
伊無田		43.5
小舟		44
中村		45.2
笹原	1829	46
北段原	1896	47
馬門		50
城塚		51
恵里	1912	52
椿原	1884	64.5

地区名	西暦年	鉦太さ
明賢寺	1651	0.6
三蔵		1
平木	1673	1
猪白	1850	1.2
下登		1.2
寺登		1.2
引の花	1840	1.3
佐野	1802	1.5
笠岩		1.5
新川東		1.5
堂園		1.5
小舟		1.5
立岡	1834	1.6
上古閑	1818	1.6
伊無田		1.8
中村		1.8
笹原	1829	1.8
中登		1.9
宮庄		2
馬門		2
城塚		2.2
椿原	1884	2.4
上新開	1818	2.5
飯塚		2.5
北段原	1896	2.5
恵里	1912	2.5

胴部率：最大胴部径／
面径

留具幅：鉦座留金具幅

以上、鉤座等を含めた部位による編年を試みたが、ア～エごとの変化を一覧できるようにそれぞれの太鼓を位置づけすると第10表のようになり、これで大略の傾向はつかめる。そして、それぞれの計測値によって紀年銘を有しないものについても、同様に配列でき、時期も特定できるものと思われる。

ただ前にも述べた通り、鉤座金具は取替え可能であることから太鼓本体で比較するのが最もいいものの、現段階ではまだむづかしい。今後、宇土市以外の地域に所在する長胴太鼓の紀年銘を有するもので、補強していく必要がある。

なお、各地域で太鼓の再生復興がなされつつあり、見直されるのはいいが、金具を取り替えたり、内面を磨いて防腐材を塗ることなどによって銘が消えることも考えられるので、製作当初と大きく変わることは、危惧をおぼえる。

⑥ ドラ太鼓

市内に残っているのは、松原・築籠・栗崎の3基だけであり、聞き取りではほとんどが長胴であったところが多いので、ドラ太鼓はむしろ少なかったことは間違いない。しかし後述のごとく熊本県内はむしろドラ太鼓のほうが一般的であるので、ありかたとしては対照的であるのがおもしろい。

さて、長胴太鼓は台の上に載せたものを横方向から一人ないしは二人で叩くのであるが、ドラ太鼓の場合は固定して平置きにしたものを太鼓の周りにいる4・5人が一同に叩くというものである。

太鼓を固定しているのは太鼓の大きさより少し大きい円形の台である。キャスターがついた台に、湾曲し装飾化した4本の棒が太鼓そのものより少し外側に立てられて、それを金具でつないで円形につくったものである。

3地区のうち、栗崎だけが本来のものが残っており、これを参考に他の2例も復元したものである。

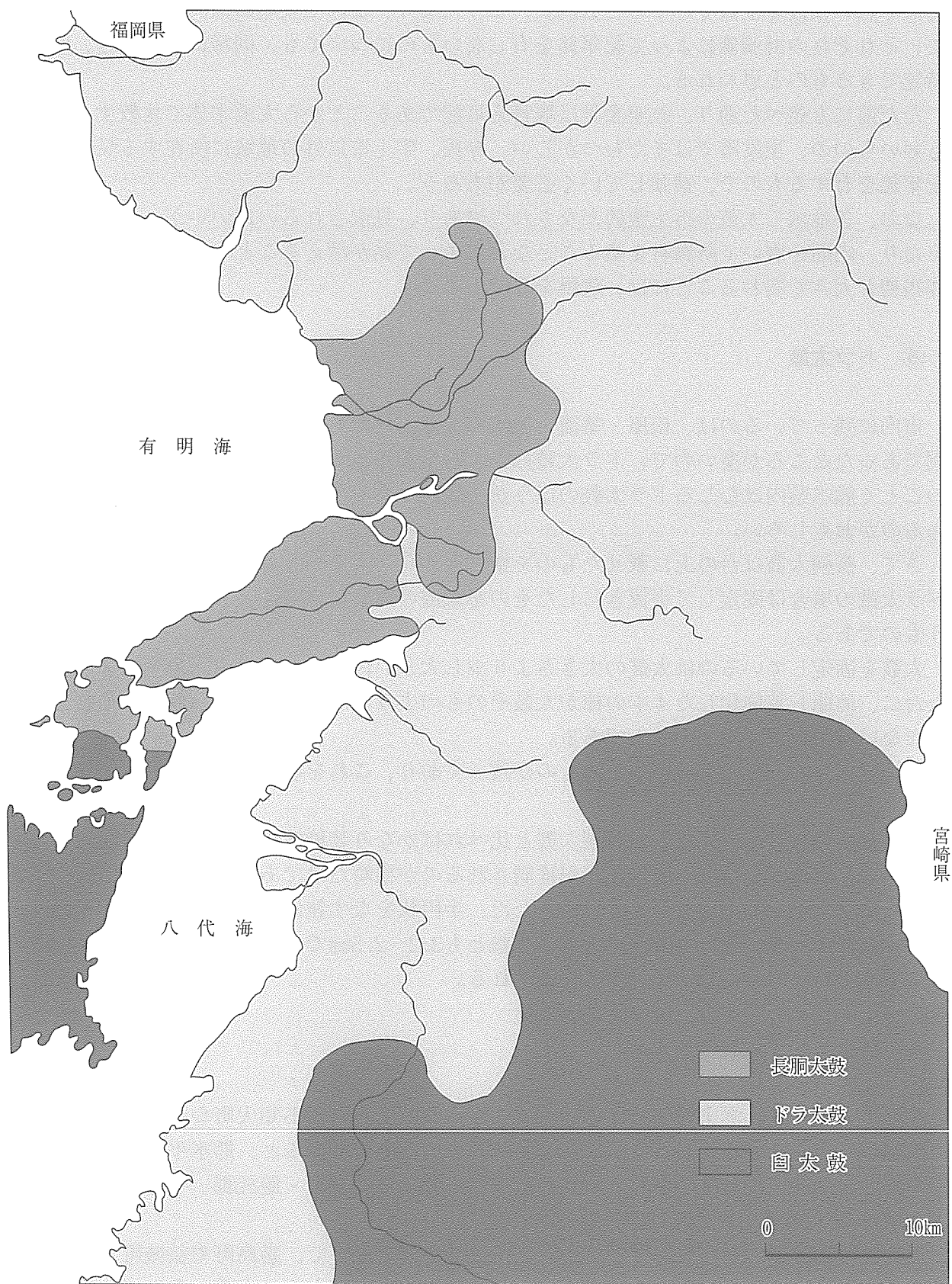
鉤座も用いられてはいるが、長胴太鼓と比べればかなり装飾性に富んでおり、花卉状のものである。実例が少なく、製作年代が推測されるのが栗崎だけであるところからドラ太鼓だけの形式変化を知ることはできない。ただ、半円状をなす鉤は4個ずつ付くものであり、鉤座留金具は一応長胴とも共通するが、3基とも2.2～2.5cmで、大きい部類に属し、いずれも幕末期くらいのものではないかと推測される。

⑦ 長胴・ドラ太鼓の分布

長胴の大太鼓は、宇土市内ではほぼ全域にみられ、三角町や不知火町など宇土半島全体でも長胴が一般的である。しかし、もう少し範囲を広げてみると、熊本平野から宇土半島を中心とした地域にだけ分布しており、旧市郡単位では熊本市・飽託郡・宇土市・宇土郡・下益城郡の一部だけが長胴太鼓となっている。

北は熊本市北端（旧北部町付近）から、東は健軍付近までで、嘉島町や益城町・城南町はもうドラ太鼓にかわる。宇土市の南に接する松橋町や小川町もドラ太鼓となっているし、宇土半島の西、天草上島の大矢野にもドラ太鼓がある。

しかし、天草地方や球磨・人吉の太鼓は臼太鼓であり、熊本平野周縁や熊本県の北部、県



第3図 太鼓分布図

南部にも長胴はない。長胴が集中する地域の周辺部、たとえば玉名市郡・山鹿市・鹿本郡・菊池市郡・上益城郡・八代市郡・水俣芦北市郡、下益城郡の一部（松橋・小川・豊野・中央・砥用）などにはドラ太鼓が分布しているのである。つまり、長胴太鼓のまわりを取り囲むようにして熊本県のかんりの地域でドラ太鼓がみられる（第3図）。

ただ、上益城郡矢部町や益城町、それに小川町など、主としてドラ太鼓がある地域にも1・2基の長胴太鼓が存在するところもあるが、それらはむしろ例外である。天草や人吉・球磨地方は踊り手の一人一人が体の前に太鼓をくくりつけて踊る、いわゆる臼太鼓踊りの形式であって、様相がかなり異なることはおもしろい。

この分布にどのような意味があるのかは不明であるが、江戸時代には天草は天領であり、球磨は相良藩領であることなども関係するのであろうか。しかし、肥後細川藩領全体に長胴太鼓・ドラ太鼓が分布しているわけではなく、天草・人吉方面を除いたドラ太鼓の分布する熊本県全域の中で、熊本市を中心とした地域に新たに長胴太鼓が導入され広がったものであろう。

(2) 鉦（第11表、第4図）

太鼓と共に、雨乞踊りの楽器の重要な役割を持っているのが鉦（かね）である。大太鼓の低い音の間に甲高い音を出すもの。太鼓と共に必需品となっており、必ずといっていいほど各地区にある。

真鍮製がほとんどであり、江戸時代のものがいくつか現存する。太鼓収蔵館に保管されている5個について、記載することにするが、計測値等については第11表に示す。

第11表 鉦計測一覧表

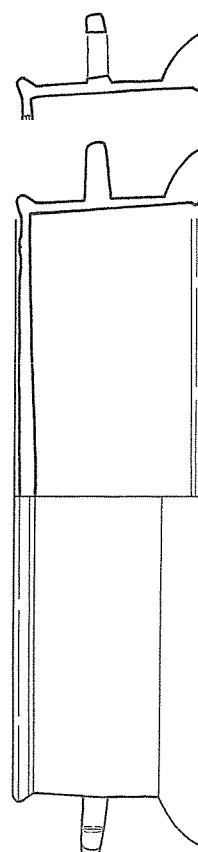
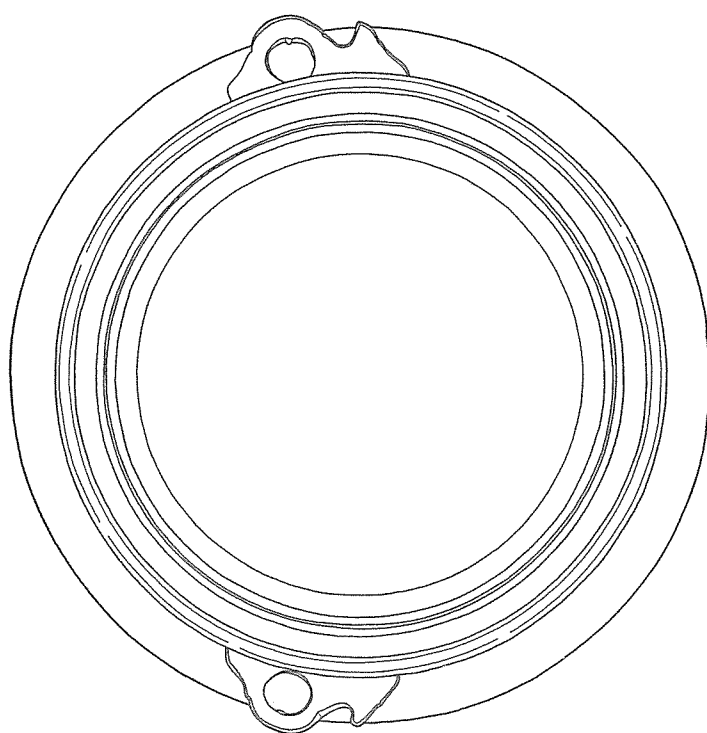
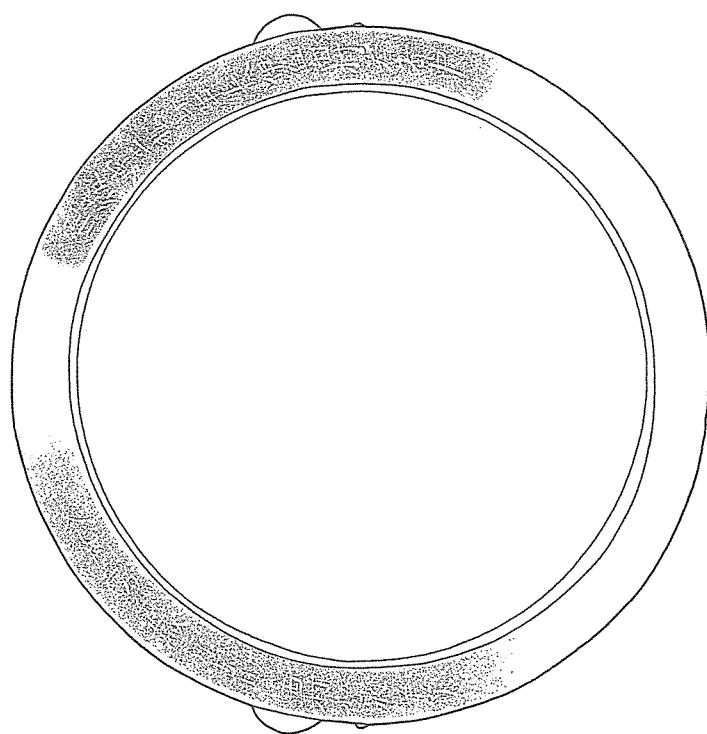
単位：cm

番号	所有地区	叩部直径	下部直径	下部内径	高さ	深さ	底 面 部 銘
1	上古閑 1	27	30.6	26	8	7	文政七甲申三月吉日江戸粉川市正作 上小加村 金壺両
2	上古閑 2	27	29.5	24.8	7.6	6.5	江戸西村和泉守作之
3	伊無田 1	24	27.7	23.2	7.5	6.6	江戸西村和泉守作
4	伊無田 2	24	27.7	23.2	7.4	6.7	文化十三丙子歳二月吉日西村和泉守作 肥後宇土松山手長伊無田村若者中
5	新 川 東	35.5	41	35	12	11	江戸西村和泉守作之

伊無田地区のは、文化13（1816）年の銘があり（第3図）、これと大きさがほとんど一緒の対となるものがもうひとつ存在する。共に西村和泉守の作であり、伊無田地区からの特注であるらしく村銘が刻まれる。上古閑地区にも2個あるが、それぞれ作者が違うところから伊無田と違って、対ではない。文政7（1824）年の江戸粉川市正作と、年号はないが江戸西村和泉守作のふたつであるが、ほぼ同じ大きさとなっている。

新川東地区のものはかなり大きめのもので、これにも江戸西村和泉守作の銘がある。刻みによる年号はないものの、内底に墨書によってなにか書かれているものの、内容は判読できない。

いずれも基本形は同じで浅い平鍋状を呈し、口唇部は三角形状に把厚する。側縁に2鉦がつき、紐で吊り下げようになっている。



第4図 伊無田地区鉦2実測図

(3) 笛

太鼓・鉦と並んで雨乞太鼓踊りの演奏に欠くことが出来ないものとして笛がある。竹製の縦笛であり、長さ40cm～50cmくらいで、直径が2cmある。音を調節するための穴は、上部に2箇所、下部に6箇所あるが、裏面の下部にも1箇所のみに穴がほどこされているものもある。

(4) 油単（巻末写真図版33）

大太鼓の覆いをこのように呼ぶ。広辞苑には「ゆたん【油単】：ひとえの布・紙などに油をひいたもの。唐櫃・長持などの覆い、灯台などの敷物として用い、水気や油の汚れなどを防ぐ。のち雨具・風呂敷としても用いた。箆笥や長持にかける覆いの布。」^(註4)とあり、いろいろなものに用いられている。

宇土市内には上古閑地区と伊無田地区に1枚ずつの計2枚の油単が残っている。多用途にも用いることができるものであるが、宇土市のものは紋の入れ方からみても太鼓専用のものであることが知られる。特に伊無田のものには木星と思われる飾りが染め出されているところからもこのことがわかる。

上古閑の油単は、タテ280cm、ヨコ180cmの紺地木綿布に「天保一五年辰六月吉日上古閑村」の白抜き銘があり、並び鷹の紋が2箇所染め抜かれている。一方、伊無田の油単もタテ255cm、ヨコ155cmで、紺地木綿布に梅鉢の紋が2箇所ある。銘は「明治四拾五年子五月吉日伊無田村」となっており、周囲の四辺に連続三角文が表現されている。短辺には複合鋸歯文が7山ずつ、長辺には単線の三角文が18山ずつあって、それぞれ太鼓の皮と木星を表現しているものとみてよい。

(5) 幕

太鼓祭りにだけ用いたものではなく、いろいろな用途に用いられたとみられる伊無田地区の陣幕が1枚ある。幅555cm、高さ168cmで、上辺36箇所に棒を通すための布紐が取り付けられている。

白地に梅鉢紋が3箇所に紺色で染め出され、「文久二年戊二月吉日 伊牟田村」の紺色銘がある。

(6) 鮎荅（さとう）

宇土細川家に伝わる雨乞祈祷の際に用いられていたソフトボール大の奇石。細川家が明和9年11月に購入した秘宝であり、オランダ語で「ヘイサラバーサラ Pedra Beysar」といい、蒙古人が雨を願って祈るのに用いるものという。

淡黄褐色を呈し、ややいびつな円形をなす。径4寸、重量460匁、層状に丸くなったことが外見からも判断できる。牛などの腹中の石、つまり胆石、胃石、腸石等、鮎荅とよばれる獣石で、これを雨乞の時に、轟水源に漬けて祈祷を行なうものである。

木箱に納められており、その箱に雨乞祈祷を行なった日付などを書いた張り紙と、内部に

その後、名和達夫氏によってこれが取り上げられ^(註7)、現在でも食肉センターではこれと同じような獣石がみられるといい、それをこの付近では黄石（ゴイシ）と呼ぶらしい。通常は、直径3～4cmくらいで、漢方薬として使われ、このように10cmを越えるのは珍しいという。

牛馬等の腹中に出来る石糞。下毒剤にして痘瘡のましないに用ふる。淡黒色を呈す。

此節、林田忠右衛門。

御算用奉行 山本清右工門印

安政二年卯七月十日より同十六日、二夜三日雨乞御祈禱、吉祥院常願院江被仰付、此鮭苔轟池ニ付方ニ相成、上納ノ上、浅井角七印形被相伺候事。

文久元年酉七年、御算用ニ付、開封、改之封印。

御目附 葛西惣兵衛 ㊦

御算用奉行 小堀 賢盛 ㊦

嘉永七^甲_寅正月、御小間物蔵へ、盜賊忍入候故、御道具現改被仰付、御徒目付江口藤助立会開封、改直し封印。

御徒目附 江口 藤助

元治元年^子七月、常願寺列三院江雨乞御祈禱被仰付候ニ付、開封に相成、戸田吉蔵□印形被用候事。

昭和九年七月一日、数十日間晴天勝にて大旱魃となり、至る処給水に缺乏して、諸民一同困難を感ず。殊に農家は水田の植付も出来ず、只々手を拱きて天を望み、雨を乞ふの悲惨なる状況を呈せり。依て爰に於て

(細川立典)

正三位様の御思召により、御家宝の鮭苔なるもの、今を去る「御七代立禮公」百七十一年前、明和の頃より数度雨乞の為め轟泉に沈め、各寺院の僧侶に被仰付御祈禱あらは、諸神の御感応あって雨忽ち降下り、諸民大いに恩沢を蒙ること甚大なり。

故に御意に依って池を浚へ、青竹の四本柱を立て、メを張り廻し、中に壮嚴なる祭壇を設け、白幣を供し、正三位様御正装遊され、鮭苔を捧持し給ひ、水中に沈め遊せ、御一同謹上再拜、御祈禱遊されし処、奇なるかな妙なるかな、不思議にも一天搔き曇り、黒雲天空を蔽ひ物凄く、忽ち豪雨烈しく降って、御感応立所に実現せり。依て沈め給ふこと五日間（七月十日より七月十四日まで）、昼夜も豪雨時々降り来り、上は、御上様より下は臣等に至るまで感動を極む。而して五日間にして之を取り止め給へは、降雨も忽ち去って、元の晴天となる也。実に神妙と謂はん乎。爰に此の記を書して、後日の証とせん。

昭和九年八月一日

竹間保道 謹写

第4節 おわりに

急速な時代の変化は、わが国の伝統的な行事や慣習を大幅に変えつつある。このことは、都市化の進んだ地域だけではなく、農村地帯にまで及んでおり、これにともなう貴重な歴史的・文化的遺産の喪失にも直接つながっている。

宇土市においても例外ではなく、伝統的な祭りや年中行事などがなくなったり、それにもなう使われていた道具なども放置され、膨大な歴史資料や民俗資料が無くなりつつあり憂慮すべき状況にある。

本書で取り扱った雨乞いに関する資料がまさにこれであり、巨大な大太鼓が邪魔物扱いとなって屋外に放置されたり、焼却され、売却されるなど、悲惨な状況であった。第3節でも述べたとおり、現在27基ある大太鼓も戦前には70基近くが宇土市内にあったという。

その意味では宇城青年会議所による見直しと、それに続くふるさと創生事業による再生復

興の果たした役割はひとかたならぬものがある。このことは逆に、今後の保存に対する今に生きる人間の役割や使命感といったものをひしひしとを感じる次第である。

調査に着手してみて感じたことは、この種の民俗資料の歴史的評価が意外にもなされていないということであり、各方面に尋ねても詳しいことが殆ど把握されていないということであった。試みとしておこなった大太鼓の編年が当を得ているかどうかはよくわからないが、類例調査の増加によって実証されるものと信じる。

なお、保存の目的や再生復興のためにおこなわれる張り替えなどによって、鉋座金具が取り替えられたり、防腐剤を塗ることによって墨書銘が消えるなど、違った意味での問題点が明らかになった。今後は、民俗資料をどのようにして保存修復していくかなどの問題提起となるであろう。

(高木)

資料提供・協力者（敬称略）

宇土雨乞大太鼓保存会・宇城青年会議所・堀口太鼓店・宮村太鼓店・熊本県立図書館・熊本市立熊本博物館・鈴木健二・小島美子・細川峯子・中田幸夫・椿原地区・舟田義輔・坂本経昌・富田紘一・大橋和義・元田正一・木下洋介・元松茂樹・淵上真行

註1 小島美子「日本の太鼓」『歴博』42、1990、国立歴史民俗博物館

小島美子『弾・吹・打—日本の楽器とその系譜』1992、国立歴史民俗博物館

小島美子「クサビ締め太鼓の分布と民俗文化の地域性」『国立歴史民俗博物館研究報告』第52集、1993

註2 高木善助『薩陽往返記事』

註3 金具名称をはじめとして、太鼓に関して詳細なご教示を堀口太鼓店堀口勇氏から得た。感謝したい。

註4 新村出 記念財団『広辞苑第五版』岩波書店、1998年

註5 上野四郎「宇土細川藩の秘宝—鮎苔—」『日本談義』No367、1981年、日本談義社

註6 宇土市史研究会『石瀬漫録』8、1986、宇土市教育委員会

註7 名和達夫『八代地方の災害史年表（改訂増補版）』1997年

第12表 宇土市雨乞い関係年表

年 号	年	月	日	西 暦	内 容	備 考
慶 安	4	9	4	1651	綱引明賢寺の太鼓。雨乞用か	
寛 文	13	6	2	1673	平木雨乞大太鼓銘	
亨 和	2			1802	佐野雨乞大太鼓	
亨 和	3			1803	秋、宇土知行所旱魃、凶作。	
文 化	12			1815	上古閑村で雨乞太鼓台購入	
文 化	13			1816	伊無田雨乞鉦銘	
文 政	1			1818	上古閑雨乞大太鼓銘	
文 政	7			1824	上古閑雨乞鉦銘	
文 政	12	6		1829	笹原雨乞大太鼓銘	
天 保	5			1834	立岡雨乞大太鼓張替え	
天 保	5	7		1834	宇土郡各手永雨乞い。	肥後近世史年表
天 保	11			1840	引の花雨乞大太鼓銘	
天 保	11	7		1840	宇土田方、旱害。	肥後近世史年表
天 保	15			1844	上古閑雨乞油単銘	
天 保	15	7	22	1844	旱魃、轟吉祥院の鮎苔祈禱	
嘉 永	3	11	20	1849	御算用により雨乞鮎苔の開封	
嘉 永	3	6		1850	猪白雨乞大太鼓銘	
嘉 永	4	3	24	1851	御算用により雨乞鮎苔の開封	
安 政	2	7	10	1855	旱魃、轟吉祥院の鮎苔祈禱	
文 久	1			1861	御算用により雨乞鮎苔の開封	
文 久	2			1862	伊無田の雨乞太鼓用陣幕銘	
元 治	1	7		1864	常願院三院、雨乞のため、鮎苔開封	
明 治	9			1876	伊無田の雨乞太鼓用幟	
明 治	17			1884	椿原雨乞大太鼓銘	
明 治	29			1896	北段原雨乞大太鼓銘	
明 治	30			1897	是年、宇土郡旱害米減収。	熊本県統計書明治 3
明 治	45			1921	伊無田の雨乞太鼓用油単	
大 正	1			1912	恵里雨乞大太鼓銘	
昭 和	4			1929	佐野雨乞太鼓用鉦	
昭 和	9	7	1	1934	旱魃により轟にて鮎苔による祈禱	
昭 和	12			1837	伊無田の雨乞太鼓小屋建築	
昭 和	42	9		1967	宇土旱魃。	
昭 和	47	8		1972	地藏祭を三日間開催、雨乞太鼓、民	
昭 和	48	8	18	1973	椿原雨乞い太鼓市指定無形文化	
昭 和	61	8		1986	第 1 回大太鼓フェスティバル	
昭 和	62			1987	青年会議所による太鼓所在調査	
平 成	1			1989	更生復興事業会議開かれる	
平 成	1	12		1989	ふるさと創生事業に太鼓を決定	
平 成	2	1	16	1990	太鼓張替着手	元年度分 7 基（6 基は
平 成	2	6	21	1990	太鼓張替着手	2 年度分）13 基
平 成	2	7		1990	太鼓収蔵館設置協議	
平 成	2	7	27	1990	宇土雨乞い大太鼓保存会設立総会	
平 成	3	3		1991	太鼓収蔵館新築工事契約	
平 成	3	11		1991	太鼓収蔵館オープン	
平 成	5			1993	熊本県民体育祭オープニング出演	

参考資料 井上正編『宇土歴史年表』、宇城青年会議所資料、文化振興課資料

第5章 雨乞い太鼓保存、活用の問題点

雨乞い太鼓に限らず、民俗芸能は常に社会・経済の影響を受けやすいものである。そのことはたえず変化しながら今日の芸能を作り上げてきたということでもある。民俗芸能は集落の成員、普段は農業や漁業などに従事する集落の成員によって、特定の時期に、特定の場初で演じられるものである。

しかし、雨乞い太鼓は、戦後になって深刻な水不足に見舞われることが減多になくなって、上演する機械が失われた芸能である。第3章第4節で触れたように、県下にはかつて数多くの雨乞い行事がみられ、それに付随する芸能が演じられてきた。そのほとんどが戦後になって、雨乞いをする必要がなくなるにしたがって廃れ、現在もそれを伝承している地区はきわめて少ない。いまもなお、雨乞いの芸能を維持している地区をみると、実際の雨乞いの時に演じるということはなく、他の機会に演じていることが多い。つまり、実質的に雨乞いの芸能とはいえない状態になっている。

宇土の場合、多くの地区で雨乞い太鼓が伝承されている。このことはおそらく全国的にみてもきわめて稀なことと思われる。その理由としていくつかの要因が挙げられる。地区の人々の保存への熱意と、雨乞い太鼓に対する行政の理解と協力が最大のものである。各地区と行政とがどのようにして協力関係を構築し得たかの経緯について述べるのが本稿の目的ではないのでこれ以上触れないことにする。

市内の各地区に存続する雨乞い太鼓をどのように保存・活用していくかは大変大きな問題である。

第一に、これは宇土に限らず県下全体に共通する課題であるが、後継者をどう確保するかという問題がある。演じ手の主体はたいがい青年層である。その青年の数的減少、あるいは芸能離れがみられるからである。特に市内の各地区に類似の芸能が存在している場合、同じようなものが他地区にもあるから自分の地区が止めても構わないという意識が生じることがある。そのような事態を招かないために、芸能に関する専門的な調査を行い、個々の地区の特徴を解明し、一見同じように思えるものでも詳細にみると違いがあり、それがその芸能の成立や伝播の経路を知る手掛かりとなる。それを各地区の継承者に理解してもらうことが肝要である。

第二に、前に記したように、芸能は時代とともに育ってきたものである。いいかえると、いつもその世代の人々に受け入れられる要素を取り込んできたのである。そのような性格を持つ芸能を保存するという場合、現在伝承されている芸能を維持し、それを変えることなく後世に正確に伝えることというように理解されやすい。それは、芸能の歴史、あるいは地域的特色を知る上で重要である。ただ、それが地区の人達の創意と工夫によって、さらに時代にあった芸能へ育てていこうとする気持ちを失わせることにもなりかねない。これをどう考えていくかが問題である。

第三に、本来雨乞い太鼓は、それを伝承している地区の成員のみが演じる権利を有していた。つまり、他地区の人はどんなに叩きたいと思ってもそれはかなえられないものであった。それゆえ、演じ手は公演に際して気持ちを高め、精神を集中して演じようとする。これが観衆に感動を与える。それを、後継者不足などの理由から、広く地区以外の人であっても、太鼓に興味を抱く者であれば受け入れるという仕組みを採用している例もある。この場合、地

区の者とそうでない者とで気持ちの持ち方に大きな違いが出ることがある。こうなると、それがみる側にも伝わり、その芸能に対する印象を悪くすることがある。また、伝授する側（多くは地区の壮年・老年部）と習う側（青年層）との意志疎通をたえず図るよう心がけることが不可欠である。芸能観が教える側と教えられる側とでしばしば食い違うからである。雨乞い太鼓を伝承する地区の人であれば、太鼓は単なる芸能ではなく、地区ではぐくみ育ててきた文化の1つという理解に立っているが、他の地区の人にとっては、単に面白そうだからやってみようという気持ちから始めるのが普通である。お互いが雨乞い太鼓をどう理解し、どう取り組もうとしているのかをよく話し合っていないと、両者の間で思わぬ誤解を生む要因になることがあるからである。

第四に、活用法の1つとして、市民会館などのステージで演じることが行われている。これは伝承する地区の人々に発表の機会を提供し、多くの人達にみてもらうことを通じて宇土の伝統的な芸能を理解してもらうことを目的としている。その趣旨はよく理解できる。ただし、そもそも雨乞い太鼓は舞台の上で上演されるものではないし、一方向からだけみられることを計算して作られてもいないものであることを知っておく必要がある。それを舞台上で上演する場合にはそれなりの演出方法がある。これは従来ほとんどかえりみられることのなかった点で、せいぜい夜間に演じられる芸能なら、夜の雰囲気を出すという程度の演出にとどまっている。その程度では十分ではないように思われる。これも今後の課題の一つである。

以上、簡単に雨乞い太鼓の保存と活用に関する問題点を挙げてみたが、最後に一言付け加えれば、雨乞い太鼓はそれぞれの地区で古くから伝承されてきたものである。したがって、その継承と活用もそれぞれの地区の人たちによって考えられるべきことである。芸能はそれを伝承してきた地区の人が維持していこうという気持ちを持ってないと決して後世に伝えることはできないものである。その熱意を前提に行政側が条件整備をし、保存・活用に協力するということが望ましい関係であると思う。

(安 田)

第6章 結 び

本報告書は市内各地に伝承されている雨乞い太鼓に関して、歴史・民俗的見地から調査を行い、得られた史料（資料）をまとめ、雨乞い太鼓の現状と保存・活用のための課題をより正確に把握することを目的としたものである。

本報告書は、具体的には、雨乞い関係の古文書、太鼓そのものについて、そして雨乞い太鼓にともなう民俗調査を中心に構成されている。

太鼓そのものの調査については、26基の太鼓の写真撮影と皮の張り替えを行うことになった上新開地区の太鼓の計測、図面作製を行った。

民俗調査は、基本的に雨乞い太鼓保存会が組織されている地区を調査対象として実施したが、現在は行われていない地区についてもアンケートによる調査を実施した。具体的には、平成10年度に鹿児島大学比較民俗学研究室の学生が徳丸亜木助教授の指導のもとに調査に従事した。

雨乞い太鼓を具体的に調査し、保存するということは、これらの芸能が単に文化財としての価値を持つからというだけではない。芸能を演じることは地区の人たち同士、あるいは他の地区の人たちとの交流の場を提供することでもある。それが各地区の人たち同士、あるいは他の地区の人たちとの交流の場を提供することである。それが各地区の再活性化をもたらす要因の一つとなるのではないかとの思いがある。これが活用の重要性である。雨乞い太鼓を定期的に上演しようという試みは、太鼓を伝える地区の人々に発表の場を提供し、保存に努めてもらいたいというだけに止まらないのである。雨乞い太鼓を地区の活性化にも役立てることができないか。それを検討するためにも現状の把握が不可欠である。そのような考えのもとに企画された報告書である。最後に本報告書作成に御尽力くださった方々へ厚く御礼申し上げます。

（安 田）